

（後部反射器）

第294条 後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第66条の11第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、後部反射器の反射部の取扱い、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。なお、協定規則第150号の規則3.3.4.2.1.、4.及び5.1.に定める基準に適合するものにあつては、次の各号の基準に適合するものとする。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第150号の規則5.1.の規定にかかわらず、反射器の光度係数は、協定規則第150号の規則3.5.1.1.に定める基準に適合すればよいものとする。

- 一 後部反射器の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。この場合において、0、I、U又は8といった単純な形の文字又は数字に類似した形状は、この基準に適合するものとする。
 - 二 後部反射器は、夜間にその後方100mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
 - 三 後部反射器による反射光の色は、赤色であること。
 - 四 後部反射器は、反射部が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の11第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。
- 一 後部反射器は、その反射部の中心が地上1.5m以下となるように取り付けられていること。
 - 二 最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が特定小型原動機付自転車の最外側から300mm以内となるように取り付けられていること。ただし、二輪を有する特定小型原動機付自転車にあつてはその中心が車両中心面上、側車付の特定小型原動機付自転車に備えるものにあつてはその中心が二輪を有する特定小型原動機付自転車部分の中心面上となるように取り付けられていなければならない。
 - 三 後部反射器は、前項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。この場合において、後部反射器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、この基準に適合しないものとする。